# 西尾市営住宅6ヵ所への自動販売機設置に係る制限付一般競争入札公告

次のとおり自動販売機設置に係る市有財産(土地)の貸付を制限付一般競争入札に 付します。

令和7年8月15日

西尾市長 中 村

# 1 入札物件

(1) 件名

自動販売機設置に係る市有財産の貸付

(2) 貸付物件

所在地	設置場所	貸付面積	設置数
鎌谷町大河田 6 番地	鎌谷住宅	2.0 m (幅 2.0m×奥行 1.0m)	1台
中原町堀割 16 番地 1	中原住宅	2.0 m (幅 2.0m×奥行 1.0m)	1台
中原町半谷 20 番地	中野郷住宅	2.0 ㎡(幅 2.0m×奥行 1.0m)	1台
下町宮東 12番地 1	下町住宅	2.0 m (幅 2.0m×奥行 1.0m)	1台
住崎町荒子 28 番地 1	住崎住宅	2.0 ㎡(幅 2.0m×奥行 1.0m)	1台
鳥羽町十三新田1番地35	鳥羽第3住宅	2.0 m (幅 2.0m×奥行 1.0m)	1台

- ※1 貸付面積には、回収ボックスを含みます。また、自動販売機の機種によって は、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、 それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。
- ※2 機種は、消費電力20アンペア程度以下のものとします。

## 2 入札参加資格

- 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第167条の4第1項及び第2項の 各号に掲げられた者でないこと。
- 法人にあっては西尾市、岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、又 (2)は幸田町のいずれかの区域において、本店、支店又は営業所等の事業所(以下「事 業所」という。)を有し、個人にあっては西尾市内に住所を有していること。
- 西尾市外に事業所を有する法人にあっては、自動販売機の設置業務において3年 (3)以上の実績を有し、かつ、入札公告の日から過去3年以内に、自らが管理及び運営 する自動販売機を国又は地方公共団体の庁舎等に設置した実績があること。
- (4) 市税、県税及び国税の滞納が無いこと。
- (5)- 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第17条の規定に基づく更正手続開始の 申立てがなされていない者であること。
- 民事再牛法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の (6)申立てをしていない者又は申立てがなされていない者であること。

- (7) 入札公告の日から入札の日までの期間において、「西尾市が行う事務及び事業からの 暴力団排除に関する合意書」(平成24年3月27日締結)に基づく排除措置を受け ていないこと。
  - 3 入札説明書及び契約条項を示す場所及び日時
    - (1) 場 所 西尾市役所 都市整備部建築課
    - (2) 日 時

令和7年8月15日(金)から令和7年9月1日(月)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

- 4 入札参加申込みの受付の場所及び日時
  - (1) 場 所 西尾市役所 都市整備部 建築課
  - (2) 日 時

令和7年8月15日(月)から令和7年9月1日(水)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

- 5 入札執行の場所及び日時
  - (1) 場 所 西尾市役所 4階 41会議室
  - (2) 日 時 令和 7年 9月 5日(金)午前10時
- 6 入札保証金免 除
- 7 契約書の作成の要否

## 8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- (2) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者のした入札。ただし、 契約規則第11条の規定により納付を免除されたときを除く。
- (3) 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- (4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (5) 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札

(例. 見積内訳書の提出を求めたとき、入札書と異なる金額、名称等が記載されている場合は、2以上の意思表示した入札となる。)

- (6) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名及び押印のない入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんした入札及び訂正した入札
- (11) 最低貸付料未満の入札
- (12) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

## 9 その他

市有財産有償貸付契約書(案)を始め貸付の詳細については、「入札説明書」を確認のうえ、入札してください。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地 方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、そ の端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税 を含まない金額を入札書に記載してください。

# 10 問い合わせ先

都市整備部 建築課 市営住宅担当 白木、鳥居 直通電話0563-65-2146